(設置)

第1条 平塚市におけるPPP/PFI手法の導入に関する検討を行うため、平塚市PPP/PFI導入検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「PPP/PFI手法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)及び平塚市PPP/PFI優先的検討ガイドラインに定める手法をいう。

(所掌事項)

- 第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) PPP/PFI手法の導入に関する必要な検討
 - (2) PPP/PFI導入可能性調査委託業者の選定
 - (3) PPP/PFI事業者選定審査委員会委員の選定
 - (4) PPP/PF I 導入検討期における外部アドバイザーの選定 (組織)
- 第4条 委員会は、別表に掲げるものを委員として構成する。
- 2 委員長は、PPP/PFI主管課の事務を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、他の副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 事案に関して、委員長は必要と認める者を委員としておくことができる。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員長がこれを招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する ところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部資産経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

平塚市PPP/PFI導入検討委員会組織

委員長	PPP/PFI主管課の事務を担任する副市長
副委員長	他の副市長
委 員	企画政策部長
	総務部長
	企画政策課長
	財 政 課 長
	資産経営課長